

旅費業務プロセスの改善について

令和 7 年 5 月 1 2 日

内閣官房行政改革推進本部事務局

旅費業務プロセスの改善に向けた取組

行革事務局では、財務省（旅費法所管）やデジタル庁（旅費システム所管）と連携して、各府省会計課等の協力のもと、BPRの手法を用いて、手続の簡素化などの旅費業務プロセスの不断の見直しを実施。

R5.9 旅費業務効率化推進会議*において「旅費業務プロセスの改善方針」を決定

* 内閣官房副長官補を議長、各省官房長等を構成員とする旅費業務の改善に全省庁で一体的に取り組むための会議

- 旅費制度が国内外の社会情勢の変化に対応できていないために、執行ルールの複雑さが増していたことを踏まえ、旅費業務の抜本的な効率化に向け、旅費法等関係法令や業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用を一体として全府省庁等で取り組む必要があった。
- そのため、全府省庁等の実務担当者（会計課職員等）から具体的課題を聴取し、こうした「現場の声」を踏まえて、現場の担当者目線で効率的な旅費業務となるように改善案を検討。
- 「旅費業務プロセスの改善方針」を策定し、①運用にあたってのルール及びプロセスの合理化と明確化（日当の計算や特急料金の支払基準の簡素化・合理化等）、②宿泊料の実費方式の導入、③概算払の拡充等を進めることを決定。

R6.12 「旅費業務プロセスの改善方針」に基づく「旅費業務の標準的な取扱い」の策定

R7.4 「旅費業務プロセスの改善方針」に基づく改正旅費法等の施行

【旅費法改正の概要】

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備。

R7年度中 コーポレートカードの利用に向けた運用の整備及び旅費システムの改修

R10年度中 旅費システムの抜本的な更改（予定）

(参考) 旅費業務プロセスの改善方針のポイント

【法】は法令対応事項、【マ】はマニュアル（標準的な取扱い）対応事項、【シ】はシステム対応事項であることを示す

I 課題

旅費業務については

- ① **事務負担軽減、迅速化**のほか、
- ② **職員（旅行者）の費用負担（自腹）の解消**や③ **一時的立替負担の解消**を図る必要がある。

II 解決策

① **ルール・プロセス全般の合理化・明確化を行った上でシステム改修**
【法】【マ】【シ】

② **宿泊料に実費方式を導入**
【法】【マ】【シ】

③ **概算払の拡充等**【マ】【シ】

* 旅行者が希望し、かつ一定額を超える場合、概算払を行い、クレジットカードの口座引落日までに支給。
あわせて旅行代理店への支払いも拡充【マ】

III 留意点

- (1) 上記②、③は、**事務負担の増大要素**となりうるため、当該事務を含むルール・プロセス全体を極力簡素化する必要。
- (2) ②については、「**無駄遣い**」とならない**ホテル選定ルール**が必要。

IV 上記を踏まえた業務プロセスの改善

(1) **宿泊料への実費方式の導入に伴う対応**

- ① 実勢価格を踏まえた「**基準額**」を設定。旅行者が基準額以下のホテルに宿泊しようとする場合には、その**宿泊料（実費）を支払うこととし**、旅行命令権者は更なる低額の可能性は追求しない。【法】【マ】【シ】
- ② 季節要因等で**基準額を超えるホテルしか見つからない場合には、明確なホテル選定ルールの下で最安のホテルを選定**（財務省協議は不要・定期的な事後報告で可）。【法】【マ】【シ】
- ③ **外国旅行の場合には、在外公館が作成するホテルのリストに基づき**、旅行者が、大くくり化された職階の区分に応じたホテルを**簡易に選択できるような方法を導入**。ただし、経済性の担保の在り方や実際の運用方法等について、検討【法】【マ】【シ】

(2) **概算払の拡充に伴う対応**

- ① **旅行命令決裁時点で、SEABISに入力した旅程に従い旅費（交通費、宿泊料等）の支払手続に移行**。【マ】【シ】
- ② 精算の際の確認手続については、極力簡素化。【マ】

(3) **事務手続の簡素化・効率化のためのルールの合理化・明確化、システム改修**

これまでの各府省等からのヒアリングを踏まえ、改善効果が高い事項に対応する。

- ① 旅行経路の選定に関し、SEABIS上、検索結果が、原則選定対象となる代表経路以外の経路を含め合計20程度表示され、依然として経路の選定に迷う状況。
- ② 片道100km未満区間でも特急料金の支払いが可能な路線に該当するかの確認に時間がかかっている。
- ③ 日当の計算が煩雑（距離・所要時間・宿泊の有無等によって判断が分岐）。
- ④ 債主登録（振込口座等の登録）がなければ旅行命令が起案できない。

➡ SEABIS上、検索結果表示を代表経路(5程度)に限定。【シ】

➡ 片道100km未満区間でも、SEABISの検索結果に示された特急料金を支給する。
【法】【マ】【シ】

➡ 日当のうち諸雑費相当分は、簡素化した職階区分ごとにそれぞれ一律の額を支給する。
【法】【マ】【シ】

➡ 旅行命令起案時点での債主情報の登録は不要とする。【マ】【シ】

(4) **各府省等における分析・検証による不断の見直し**

平成28年の改革の際には、迅速に旅費業務を処理するという意識が個々の職員に乏しいこと（旅費業務を他業務に対し劣後させがちであること）が大きな問題とされていたことを踏まえ、各府省等自身における分析・検証による不断の見直しを行うため、以下の措置を講ずる。

- ① **旅費業務の標準処理期間を標準マニュアルに位置付け**【マ】
- ② **SEABISに部局ごとの平均処理期間や分布を集計・分析する機能を追加**【シ】